

クレーン機能を備えた車両系建設機械の取扱いについて

1 クレーン機能を備えたドラグ・ショベルとは

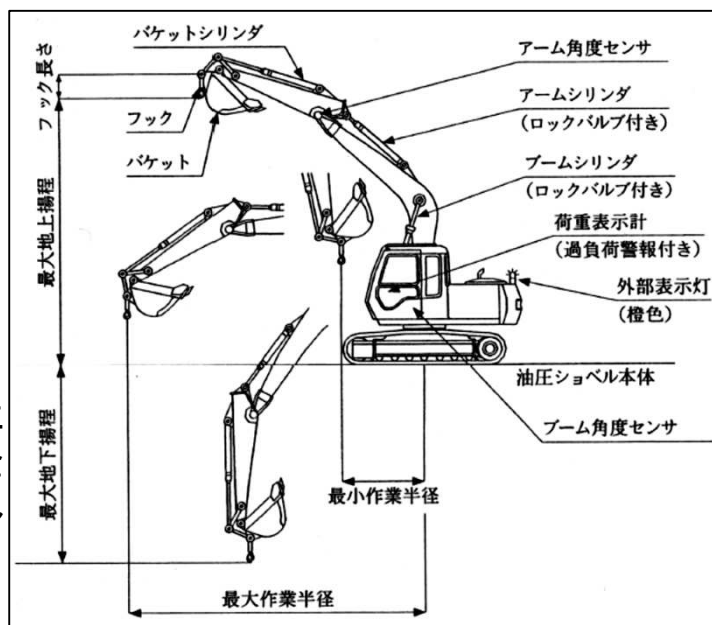
動力伝達装置は油圧式で、油圧シリンダーや油圧モーターを動かしてクレーンを作動させます。また、クレーン・ショベルモードの切換えとフックのセットアップにより1台の機械で移動式クレーンとドラグ・ショベルに使い分けができます。

2 安全装置

車両系建設機械として常備している安全装置（ヘッドガード、前照灯など）のほか、移動式クレーン構造規格に基づいた以下の安全装置が装着されています。

- ① 過負荷制限装置
- ② 落下防止装置、つり荷保持装置
- ③ 安全弁等
- ④ 外れ止装置
- ⑤ 水準器
- ⑥ 外部表示灯
- ⑦ リンク格納型フック
- ⑧ 注意銘板

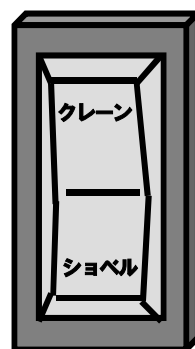
運転を行う者は、クレーン作業開始前に安全装置に異常がないことを確認し、安全装置を正しく取扱い、その機械の定められた性能範囲内の運転を順守しましょう。安全装置の機能を停止させた運転は禁止されています。



3 クレーンモードとショベルモードの違い

クレーンモードへの切換えを行うとショベルモードと比べて、主に以下の違いがあります。

- ① エンジンの回転数に制限がかかります。
- ② 旋回速度がショベルモードの2分の1から3分の1に制限されます。
- ③ 移動式クレーンに必要な安全装置が有効になります。



旋回速度が速すぎると、旋回時につり荷に遠心力が働き、作業半径が伸びてオーバーロードになることがあるので注意が必要です。

つり荷の質量と作業半径が同じであれば、つり荷に働く遠心力は旋回速度の2乗に比例して大きくなります。つまり、旋回速度が2倍になれば遠心力は4倍になります。

クレーン作業時は必ずクレーンモードに切り替えましょう。

クレーン作業時はクレーン等安全規則が適用されます 現場の安全は確保されていますか？ いつも、みんなで、点検してみましょ！

クレーン機能を備えた車両系建設機械をクレーンとして使用する場合

- ① 移動式クレーンの作業計画書を作成していますか
- ② 運転者は車両系建設機械の資格だけでなく、移動式クレーンの資格も持っていますか
- ③ クレーン作業を行う際に資格証等を携帯していますか
- ④ 移動式クレーンの定期自主検査(年次・月例)を実施していますか
- ⑤ 作業開始前に移動式クレーンの作業前点検を実施していますか
- ⑥ 人をつり上げて作業していませんか(当該作業は禁止されております)
- ⑦ 強風時(10分間の平均風速が10m/s以上)は作業を中止していますか
- ⑧ 荷を吊ったまま運転位置から離脱していませんか(当該作業は禁止されております)
- ⑨ 作業時はシートベルトを着用していますか
- ⑩ ハッカーのみでのつり上げ、1か所つり、結束されていない複数の荷のつり上げ等の場合に荷の下に立ち入ったりしていませんか(当該作業は禁止されております)
- ⑪ 軟弱地盤の際に敷板を使用していますか
- ⑫ 共づりを行っていませんか(当該作業は原則禁止されております)
- ⑬ 横引きや斜め吊りを行っていませんか(当該作業は禁止されております)
- ⑭ 旋回は低速で行っていますか
- ⑮ つり荷走行を行っていませんか(当該作業は原則禁止されております。ただし、つり走行モードを備えた機種では、つり走行モードに必ず切り替えてください)

※ 一度エンジンを切ると、クレーンモードが解除されることがあります。

お問い合わせ

室蘭労働基準監督署 第2方面・第3方面 電話 0143-23-6131